

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、本日、大阪府内全域を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたこと、及び、第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での「大阪府緊急事態措置」の決定を踏まえ、私立学校園における令和2年4月8日（水）以降の臨時休業等について、下記のとおり要請することといたしますので、ご協力をお願いいたします。

参考に、大阪府教育委員会が府立学校長、准校長あて発出した通知文書を添付いたします。

なお、「私立学校園における臨時休業等の措置について（通知）」（令和2年4月3日付け教私第1042号）は、本通知をもって廃止します。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

- 1 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの間、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。

- ・ 臨時休業期間中は、児童生徒の活動を停止してください。
- ・ 令和2年4月8日（水）以降の入学式や入学のための説明会等は延期してください。

- 2 登校日についても、当面の間、実施しないこととしてください。

なお、府立学校について、府内における新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の登校日の実施の可否を判断することとしていますので、その際には改めてお知らせします。

- 3 臨時休業の間、小学校3年生以下の児童・園児のうち、ひとり親家庭や共働き家庭等、保護者の事情により自宅でひとりになる子どもについては、これまでと同様、居場所の確保等に可能な限り配慮いただきますようお願いいたします。

- 4 その他

この度の要請に関する大阪府私学監から皆様へのメッセージと、府立学校児童・生徒等あての大阪府教育長メッセージを添付していますので、ご確認ください。

なお、臨時休業の状況について報告をお願いすることとしております。後日、報告様式をお示ししますので、案内に従って報告をお願いします。

令和2年5月7日（木）以降の府立学校等の学校再開についての考え方は、改めて示される予定です。

【添付文書】

- (1) 大阪府私学監から大阪府内私立学校・園設置者の皆様へのメッセージ
- (2) 府立学校における臨時休業等の措置について（通知）
- (3) 大阪府教育長から府立学校等の児童・生徒等、保護者及び学校関係者へのメッセージ

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（       "       内線 4862）

幼稚園振興グループ

中村、成相（       "       内線 4816）